（1面から続く）

樋口眞人・東京都青少年・治安対策本部長挨拶
河合潔・警視庁生活安全部長が「最近の万引き犯罪概要」説明
各委員会から取組み等も報告

①

東京万引き官民合同会議の冒頭、共同議長による万引き防止対策「モデル店舗」の認定証交付、高橋清孝・警視庁副総監の挨拶に続き、東京都副知事退任に伴い東京都青少年・治安対策本部の樋口眞人本部長（＝写真①）が「東京都では警視庁と連携して都民、各業界団体の方々と協働して多方面に亘り犯罪抑止対策を進めるとともに、青少年の健全育成など様々な取り組みを実施している。その一環として、平成17年6月には石原都知事を会長とする〝東京子ども応援協議会〟を設置した。ここには取組みとして4つの柱があり、具体的には『子供に万引きをさせない連絡協議会』の運営などのほか、当本部が深く関わりをもつものに『中学生の職場体験推進協議会』、『都及び心の東京革命推進協議会』など3つの柱がある。本日は治安対策というより、青少年の健全育成、子ども応援協議会の観点から3点、話をしたい。

まず、子供に万引きをさせない連絡協議会では、各自治体、学校や関係団体等と連携を密にしながら、子供たちだけでなく、その保護者に対しても万引き防止のための各種イベントやフォーラムを開催している。また、子供たちに『万引きは絶対にしてはならない』ことを教える指導資料、ポスター、リーフレット等の作成、教育委員会等とも連携しながら取り組んでいる。引き続き、万引き防止に向けた広報・啓発活動を進めていくが、我々大人が子供の万引きを社会全体で絶対に無くすという強い決意を持つ必要がある。また、事業主の方々にも子供たちが万引きをしてしまう環境・誘惑を無くし、或いは誘惑を遮る環境を整えるため、特に店員の方には声かけ・挨拶等、瀬戸際で子どもたちの万引きを防ぐ活動をこれまでも熱心に取り組んで頂いているが、今まで以上の努力をお願いしたい。それに関連して、中学生の職場体験推進では、最近子供たちが身をもって体験する機会が乏しくなっており、創造力の欠如、これを万引きに当てはめると店の人がどれだけ（経済的なほか精神的に）傷つくか、という事に思いが至らない。そこで、心も体も大きく変化する時期の中学生に地域の商店や事業所での職場による仕事を体験をすることが、社会の一員として人と交流し、様々な経験を積み重ねていくことで、他人を思いやる心、決まりを守る事、社会に参加する事等の意義を学ぶ事になる。中学生の職場体験の中で、子供たちに万引き（は犯罪ということ）についてきめ細かく教育して頂いている事業主がおられることも承知している。こうした受け入れ頂く各産業団体や様々な事業所において大変な御負担を強いていることは十分承知しているが、今後も引き続き、さらなる御協力をお願いしたい。

最後に、都及び心の東京革命推進協議会については、この3月に松平会長の後を受け、川口名誉会長にご就任頂き、情報発信力を高めることが必要との御指示を頂いた。心の東京革命とは子供たちに対し、親と大人が責任を持ち正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上での当然の心得を伝えていくもの。それは挨拶運動、地域や社会の人と直接かかわりを持ち、成長できる活動を体験させるなど、地域ぐるみで子供の健全な育成に繋がる活動を進めている。そのために、大人は何ができるのか。常に問いかけながら、子供に万引きを絶対させないという取り組みをはじめ、青少年の健全育成のために今後とも取り組んでいきます」と代読した。

その後、協議に移った。

◇

河合潔・警視庁生活安全部長（＝写真②、図①、②）が「最近の万引き犯罪概要」を説明。

万引きの（本年5月末までの）取扱状況は7865件、前年同期と比べ19件（0・2%）減少したほか、検挙件数も5529件、同じく280件（4・8%）減少したほか、検挙・補導人員についても5927件で、同じく403件（6・4%）減少しました。この中、少年は1398件、同じく456件（24・6%）減少、成人は3020件で同じく26件（0・9%）減少したのに対し、高齢者は1509件、前年同期79件（5・5%）増加。依然として高止まりの状況にあり、今後とも優先的に規制や取り締まる事が必要。本年5月単月だけを見ると、認知件数は増加。

②

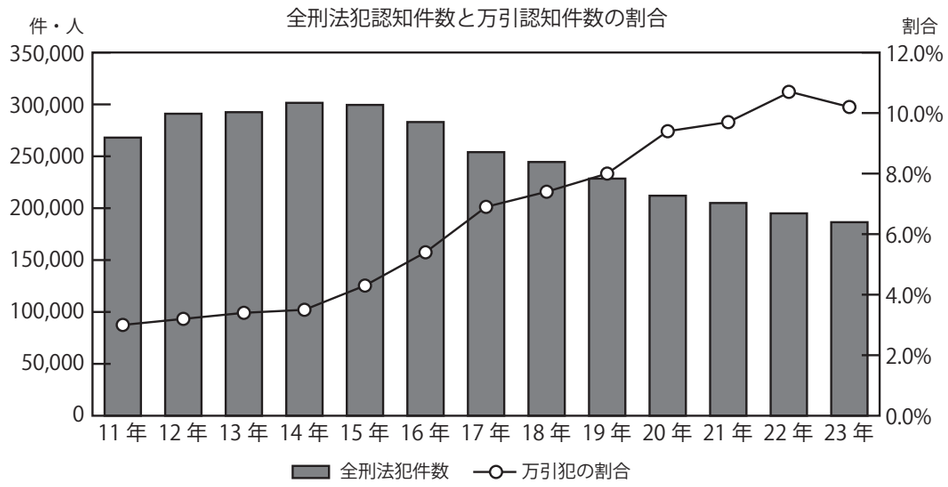

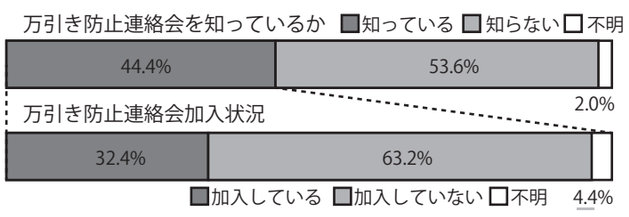

次に都内における万引き認知件数と検挙・補導人員の推移では、平成14年の刑法犯認知件数は9年連続して減少したものの万引きの割合は年々増加しており、平成23年は10・2%となった。これを世代別に見ると、少年による万引きは平成11年以降減少してきたが、平成21年に再び増加し、平成23年が4322件で全体の29・5%を占めたほか、高齢者は平成11年が全体の6%であったものが、平成23年には22・3%を占めたなど、高止まりの傾向にある。今後とも再犯が懸念されるため、警視庁としては高齢者による万引き事案を取り扱う際は家庭環境、生活状況等に踏み込んだ再犯防止対策を展開していく方針。

一方、「業界に対する万引き防止アンケート調査結果」においては、東京万引き防止官民合同会議の業界団体を通じて傘下の都内会員に対して調査を実施し、153事業所から回答があったもの。

全件届出については、平成21年11月以降からお願いしたが、万引き犯人を確保した場合「全件届出を実施している」と回答した事業者は64・7%（99社）あった半面、「一部の被害のみ」は31・4%（48社）、「届出していない」も0・7%（1社）あり、その理由として「被害額による」との回答が41・7%（20社）、「犯人の態度による」が37・5%（18社）。「その他」と回答した事業者（16・6%・8社）が届出しない理由として「幼児、小学生、未成年者の場合」との回答もあった。当事者は全て被害者である以上、全件届出への取り組みを是非お願いしたい。

次に、「警察署に対する『万引きの取扱』調査結果」は、警視庁が110番通報を受けた万引き事案における始末書または説諭処分とした実態調査であり、管内全警察署（102署）を対象に実施したもの。

「万引きの110番入電件数のうち、説諭及び始末書処分した件数」は、平成22年は入電数9668件、うち説諭処分が10%（954件）、始末書処分が8%（781件）。平成23年は入電9644件、うち説諭処分が8%（792件）、始末書処分が10%（939件）。その理由として、平成22年は「店側が被害届を提出しない」が69%（1202件）、平成23年は79%（1366件）と微増。このほか、「知的障害があるから」や「認知症であるから」などもあった。また、万引きの取扱で「店側が被害届を提出しない」理由として、平成22年は「被害者が被害品を買い取ったため」が38%（478件）、次いで「被害額が僅少なため」が30%（357件）、平成23年では「被害者が被害品を買い取ったため」が35%（478件）、「被害額が僅少なため」も28%（380件）あり、当初一番懸念された「被害届の提出に時間がかかる」が一番低くなった（9%）。

「110番通報のみで、全件届出に協力しない店舗」については、「ない」は81%（83件）、「ある」は15%（15件）あり、まだ一部浸透していないこともあり、万引き防止を推進するためにも是非、御協力をお願いしたい。

次に、業界に対する万引き防止アンケート調査結果において「警察官の書類作成に係る時間」についての問いで、「変化なし」は71・2%（109社）、「短縮された」が20・3%（31社）あったほか、「以前より時間が掛かっている」も0・7%あった。また、「処理にどのくらいの時間が負担を感じるか」との問いで、「1時間」が53・6%（82社）、「2時間」は19・6%（30社）、「30分」も12・4%あり、今後も書類作成の簡素化等を目指していく方針。

次に、東京万引き防止官民合同会議等における取扱等については、「万引き防止連絡会を知っているか」との問いで「知っている」と回答は44・4%（68社）と非常に低く、また、知っていると回答した中、万引き連絡会に「加入していない」との回答が63・2%（43社）あり、関係団体においては傘下の団体に対する周知をお願いしたい。更に「毎月20日を万引きゼロの日としているか」との問いでは、「知っている」が35・3%（54社）、また知っていると回答した中、万引きゼロの日に「参加したことがある」は14・8%（8社）、「参加したことがない」は85・2%（46社）もあり、更に積極的な取組を行っていくため、傘下の団体においては参加、または啓発をおねがいしたい。

また、東京万引き官民合同会議の内容をどのように周知しているかについて、「特に何もしていない」が80・4%（123社）あり、機関紙等を通じた周知・啓発をおねがいしたい。

最後に、万引き防止の為のパトロール隊に事例を紹介すると、府中警察署管内に「万引き をとめ隊」というユニークなパトロール隊があり、防犯協会婦人部が中心となり、約40名の女性で結成し、毎月、20日の街頭キャンペーンを実施しているほか、日野市商工会会長を会長とする、日野商工会会員、日野市商店連合会会員、コンビニ等40名で結成した「日野万引き防止連絡協議会」は、同じく毎月20日に街頭キャンペーンやボランティアによる防犯パトロールなど幅広い活動を実施しており、現在は52名まで増員、加盟店による全件届出の成功等を実施している。

その後、各委員会による取組を報告。

◇

□松下・総務委員会委員長（警視庁生活安全総務課長）からは、「第3回『万引き追放SUMMERキャンペーン』を昨年7月25日、日比谷公会堂を会場に開催。万引き防止用映画CM上映、万引き防止対策公開講座、万引き防止音楽劇、第2回『万引き防止シンポジウム』を昨年11月6日、東商ホールを会場に開催。基調講演、パネルディスカッションを開催したこと」を報告。

□吉田・広報委員会委員長代理（日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員長）からは、「万引き防止広報用ポスター・リーフレット作成」。シンプルなデザインで目立つ色使いでインパクトを与えるものとして、ポスター26万枚、リーフレット20万枚を作製。関係業界・団体及び警察署等へ配布し、万引き被害の多い小売店舗等に掲示するほか、万引き防止連絡会の講習会や街頭キャンペーンで活用。「万引き防止対策『モデル店舗』広報啓発キャンペーン」として7月20日、SHIBUYA109において式典や街頭キャンペーンを実施し、万引き防止広報用リーフレット等を配布するほか、ポスターなどで広報すること」―などを報告。

□増井・調査研究委員会委員長（新日本スーパーマーケット協会）「古物商等に対する犯罪インフラ対策の推進状況」として、万引きをはじめとする財産犯に被害品（不正品）の処分先として利用される可能性が高い古物商等に対し、指導・監督を強化し、不正品が処分されにくい環境づくりを推進するため、3月16日以降、当分の間、古物商等に対する保護者同意書なしでの青少年による提出や利益確保優先による法令遵守の徹底のための指導・取締りを実施。また、6月4日には警視庁にて都内古物業者、関係団体等約60業者を交えた適正な古物営業の確保に向けた連絡会議の実施、更に「万引き被疑者に関する実態調査」として、今年4月2日から当分の間、各警察署で取扱った万引き被疑者を対象に犯行日時、場所、共犯者、万引き被疑者等の人定事項、生活態度、動機、原因、再犯や罪の意識、規範意識などについて調査し、1年毎に公表する。更に「高齢者に対する万引き防止対策」について、万引きした理由の多くが『安いものだから許される』とか『お金を払えば済む』といった安易傾向にあるほか、独居等で近隣に相談相手がいないとか、近所付き合いをしない者が多く、再犯防止対策として訓戒カード活用、防犯教室、街頭防犯キャンペーン等への参加勧誘、更には娯楽・食事会・健康増進教室等への参加促進、職業斡旋等の窓口紹介、環境美化活動や防犯パトロール活動等への参加促進等を通じ、規範意識の向上を図る。また、今年度中に高齢者対策用ビデオを制作中」―であることを報告。

□近藤・防犯設備委員会（日本チェーンドラッグストア協会副会長）からは、「万引き防止対策『モデル店舗』認定制度における申請・認定状況」として、3月1日からモデル店舗の申請を実施し、7団体38店舗（5月31日まで）からの申請があり、大田区内のSM・CVS、豊島区内の大型書店、渋谷区内の大型複合店舗、中野区内の百貨店を対象にソフト面・ハード面の審査、及び地域の絆づくり審査を実施し、認定4店舗、1店舗は不認定としたこと。今後、認定要領等（申請受付・審査等）について防犯委員会等で検討する」―ことを報告。

□若松・教育研修委員会委員長（日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事）からは、「第3回『万引き防止のための防犯責任者養成講座』を3月6日に東京商工会議所で開催し、万引き防止対策『モデル店舗』認定制度、万引き防止対応マニュアル、防犯環境設計基準、理解度テストなどの講義、捕捉時対応マニュアル&地域の絆づくり等を行い、受講修了証を交付した」ほか、引き続き、「第4回『万引き防止のための防犯責任者養成講座』を9月10日に東京商工会議所を会場に開催する予定。また、万引き防止を図るため、犯罪被害・犯罪被害者理解教材（DVD）を平成22年3月に区市村立小学校、中学校などに配布したほか、万引き防止指導資料（提示用イラスト・18種類）を同年8月に同じく小中学校等に配布した」―事を報告。

③

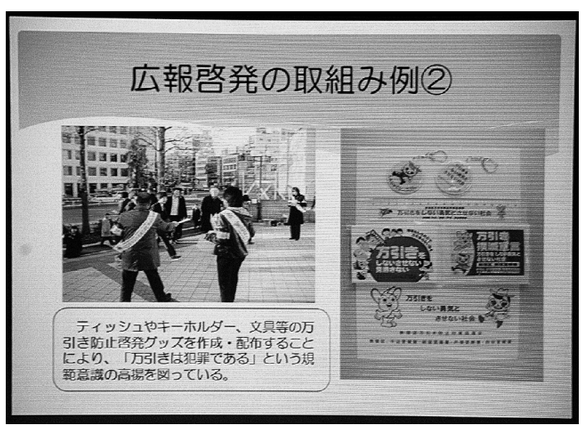

ティッシュやキーホルダー、文具等の万引き防止啓発グッズを作成・配布することにより、「万引きは犯罪である」という規範意識の高揚を図っている。

◇

その後、自治体の取組として「新宿区における万引き防止対策」を同区危機管理課安全安心対策担当副参事（＝写真③、④）から紹介された。

また、その後、出席者一同による意見交換も行われ、活発な意見交換がされ、最後に 方清・日本小売業協会会長（＝写真⑤）が「通報だけに留まらず、何とか未然に万引きを防止する合意法があり、実施して頂きたい。また、今回の調査結果で分かったことは、万引き犯についての規範意識はそれほど低下しておらず、世の中の環境が急激に変化してきており、その中で何とかしなければならず、知恵を出していきたい。日本更生保護協会から発行されている『厚生保護』という月刊本があるが、その中で作文コンテスト最優秀賞を受賞した小学生の作文が掲載されており、『（～中略～）犯罪をなくすには罰を厳しくすることも必要だが、それは相手が悪い事をしてからの後工程で、悪い事をする前に犯罪者になる前にその人を助けることにはなりません。挨拶や声かけ等、一人一人の行動は小さいが、皆で広げ、毎日続ければお互いが気にかける、温かく親しみのある社会を作る力になる。こうした社会では犯罪もきっとなくなると思う』という心の清らかさが表現されている。これに甚く感動した。是非、もう一度原点に立ち返り、末端に至る一つ一つの場面でそれぞれが工夫しながら万引き防止対策を行っていただきたい」と総括し、閉会した。

⑤